

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」について

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して1世帯当たり5万円の現金を支給します。

【世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税世帯】

対象世帯 令和4年9月30日において世帯全員が令和4年度住民税均等割非課税である世帯

※住民税課税者の扶養親族のみで構成される世帯は除きます。

※令和4年10月1日以降に世帯分離しても別世帯としての対象にはなりません。

対象世帯からの申請は不要です。11月中に市から「支給のお知らせ」を通知し、給付手続きを進めます。ただし、臨時特別給付金を受給していない世帯、令和4年6月2日以降に転入された方のいる世帯等には「確認書（または申請書）」を送付し、返送を受けた後に給付します。

「確認書（または申請書）」を受け取った世帯は令和5年1月31日(火)までにご返送ください。

【家計急変世帯】

対象世帯 令和4年1月から12月までの間に予期せず家計が急変し、世帯全員の住民税均等割が非課税世帯と同様の事情であると認められる世帯

※予期せず収入が減少したことが分かる書類を添えて申請して下さい。

支給までの流れ ①申請書の提出（申請期限：令和5年1月31日(火)）

※世帯全員の収入が分かる書類を添付

②申請受付・支給要件の確認 市役所1階生活福祉課で12月から受付開始

③支給決定通知の送付

④申請口座に振り込み（支給決定後30日以内に振込完了予定）

問い合わせは 臨時特別給付金対策室（☎22-3401）へ